

令和6年度 環境局事業要約

本市では「[大阪市環境基本条例](#)」で環境の保全と創造についての基本理念や施策の基本を定めるとともに、環境分野のマスタープランである「[大阪市環境基本計画](#)」を策定し、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」を3本柱として、「すべての主体の参加と協働」のもと「SDG s 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向け、幅広い施策に取り組んでいる。

1 環境保全事業

当局では、快適な都市環境の確保に向け、大気環境については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素など環境基準等が定められている大気汚染物質の常時監視による汚染状況の把握に努めており、工場などの固定発生源対策や自動車排出ガス対策など大気環境の改善に向けた取組を進めている。

また、悪臭対策、騒音・振動対策、化学物質対策や土壌汚染対策など法や府条例等に基づく規制、指導を行い、誰もが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境の確保に努めている。

令和6年度の大気汚染状況について、二酸化窒素は、全測定局で環境基準及び環境基準より厳しい基準を設定した大阪市独自の環境保全目標を達成し、また、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、全測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントの環境基準や、非メタン炭化水素の大阪市独自の環境保全目標については全測定局で達成しなかった。

また、水環境については、近年、水質改善が進んでおり、令和6年度の河川、海域におけるBOD・CODについては、一部の河川を除き環境基準を達成している。

2 ごみ処理事業

当局では、市域から排出される[一般廃棄物の処理計画](#)をたて、この計画に基づき、家庭から排出される普通ごみ・粗大ごみ等の処理、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者の指導監督、並びに道路清掃等の事業を実施している。また、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品の資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集、古紙・衣類の分別収集を実施している。

令和6年度のごみ総量は、令和5年度に比べて6,963t増加し、936,612tであった。この内訳をみると、家庭系ごみ361,214t(38.6%)、環境系ごみ4,512t(0.5%)、事業系ごみ570,886t(60.9%)となっている。

一方、処理処分状況は、総処理量の約94.1%に当たる881,622tを6焼却工場で焼却処理している。これは、令和5年度に比べ約0.9%(7,573t)の増量となっている。

なお、破砕処理後に金属の回収を行っているが、令和6年度の回収量は1,545tである。また、資源ごみ収集等により53,445tを資源化している。

3 し尿処理事業

一般家庭より排出されるし尿の収集量は、下水道の整備に伴う水洗便所の普及により減少の一途をたどっているが、イベント等での仮設トイレの利用もあり、令和6年度のし尿の収集量は、ピーク時(昭和36年度1,157,823k1)の約0.43%にあたる4,989k1となっている。

収集したし尿は全量を消化槽投入により処分している。

4 犬・猫等の死体処理事業

道路上等における犬・猫等の死体及び家庭で飼育されていた犬・猫等の死体は、市民からの連絡により

各環境事業センターが収集している。〔飼育されていたものは有料（令和6年度 4,984件）〕

収集した犬・猫等の死体は、民間処理施設に委託し、焼却処理している。

また、胞衣汚物及び事業活動に伴い排出される犬・猫等の死体等は民間事業者が収集・処理している。

5 火葬事業

瓜破斎場など5カ所の斎場で市内の火葬の大部分が執行されており、令和6年度の火葬取扱件数は、38,077件で令和5年度より615件の増となっている。

また、各斎場に併設している式場及び葬祭場の令和6年度における使用件数は、4,568件で令和5年度より141件の減となっている。